

○須高行政事務組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

(令和元年10月25日)

須高行政事務組合条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、須高行政事務組合の第1号会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。））の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬、期末手当及び費用弁償に関する規定)

第2条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償については、須坂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年須坂市条例第27号）の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。